

独立行政法人大学評価・学位授与機構の年度計画(平成18年度)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)の中期計画に基づき、平成18年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費(退職手当を除く。)については、計画的削減に努め、平成17年度実績と比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、平成17年度実績と比較して1%以上の削減を図る。

例えば、次のような措置を講ずる。

- ① 恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備に努める。
- ② グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。
- ③ 競争性を確保した契約等をさらに進めるとともに、他機関との共同購入を実施する。

- 2 各事業の業務量の変動に伴い事務組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織

評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。

- ア 大学機関別認証評価委員会
- イ 短期大学機関別認証評価委員会
- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- エ 法科大学院認証評価委員会

才 国立大学教育研究評価委員会

カ 学位審査会

② 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。

③ 運営委員会

機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し、機構の事業の運営実施に関し審議を行う。

(2) 自己点検・評価の実施

平成17年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。

また、自己点検・評価の結果に基づき、必要に応じて、業務の見直し、改善を図る。

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

① 評価体制の整備等

大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

② 評価の実施

平成17年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

③ 評価の受付

平成19年度に実施する評価について、各大学から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成17年度に評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

① 評価体制の整備等

短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

② 評価の実施

平成17年度に申請を受け付けた短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

③ 評価の受付

平成19年度の評価を実施するため、各短期大学から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成17年度に評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

3) 高等専門学校の研究等の総合的状況に関する評価

① 評価体制の整備等

高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

② 評価の実施

平成17年度に申請を受け付けた高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。

③ 評価の受付

平成19年度に実施する評価について、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成17年度に評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な調査を実施する。

(2) 専門職大学院の研究活動の状況に関する評価

① 評価体制の整備等

法科大学院の研究活動の状況に関する評価について、大学からの予備評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

② 評価の実施

各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施し、評価報告書を当該大学に提供する。

③ 評価の受付

平成19年度に実施する評価（本評価及び予備評価）について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成17年度に予備評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

大学関係者及び有識者等の参画を得て、法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価のための評価基準等について検討を行い、検討結果を公表する。必要に応じて、認証評価機関としての認証を受けるべく準備を進め、文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行う。

(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価

① 評価方法の検討

国立大学教育研究評価委員会において、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法の検討を行い、評価の実施内容・手順等について、文部科学省国立大学法人評価委員会と連携・調整の上、整理する。

② 評価体制の整備等

評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める準備を行う。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

① 当該年度2回（4月期と10月期）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。

② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また、必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める修得単位の審査の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。

③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

- ④ 学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する。
- ⑤ 本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。
- ⑥ 電子申請システムについては、そのプロトタイプに基づき、学位授与を支援する他の2システムとの連携を図りつつ、システムを構築する。他の2システムについても、科目審査支援システムは試行的に運用して問題点等が発生した場合は改善し、試験問題作成支援システムは運用を開始する。
- ⑦ 申請者数の動向等を踏まえつつ、試験場増設等の必要性の有無について検討する。
- ⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。
- ⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成18年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。
- ⑩ 平成3年度及び平成8年度及び平成13年度に認定等を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するために、当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告をを求める。
- ⑪ 専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。
- ⑫ 学士の学位授与業務について、自己点検及び外部検証を次年度に行うため、学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

- ① 省庁大学校の教育課程の認定申出については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成18年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。
- ② 平成3年度及び平成8年度及び平成13年度に認定等を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告をを求める。
- ③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

- ④ 教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。
- ⑤ 当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

4 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

- ① 大学評価の手法、評価指標の研究開発
昨年度までに得られた知見を基に、国内外の大学等における評価やその指標の最新状況に係る調査をさらに実施するとともに、大学等の諸活動を示す指標の評価への活用の可能性と課題について具体的に検討する。
- ② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究
本年度は、日英高等教育に関する協力プログラムにおける研究成果を踏まえ、外国機関との協力による大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。
- ③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究
本研究は、民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。
本年度はその3年目であり、次の調査を行う。
 - ・ 大学評価に可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の継続調査
 - ・ 大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査結果を基にした、大学評価への適用可能性に関する取り纏め及び関連情報の蓄積及び公表
- ④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究
本研究は、大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。
本年度はその3年目であり、次の調査および研究を行う。
 - ・ 大学情報に関連する研究・開発動向の調査
 - ・ 教育情報を主体とした大学情報に関するデータベースの構築
 - ・ 大学評価におけるデータベース等の活用（支援システム構築）の検討
- ⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究
平成17年度の評価実施校等に対して実施した調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア 学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め、学位の要件となる学習の体系的な構成と学位・単位制度のあり方及びその通用性を検討するための研究を行う。

イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者を対象に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する調査のデータ入力、一次分析を行う。

イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究を行うとともに、単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方についての研究開発を行う。

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、公開シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

5 情報の収集、整理、提供

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

- ① 大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情報データベースについて、機構が収集する情報の内容やその整理、提供に関する検討状況を踏まえ、情報の整理、提供に係るソフトウェアの機能拡張・修正等、必要となる措置を行う。

また、公開セミナー等を1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。

- ② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、機構が収集する情報の内容について検討を行う。

2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

- ① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。
- ② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。
- ③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。
- ④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。
- ⑤ 平成17年度に機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。

(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

- ① 「平成18年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。
- ② 「平成18年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。
- ③ ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。

6 その他上記に関連する業務

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

- ① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。
- ② 諸外国の評価機関及び高等教育の質保証に関する組織等との情報の共有、協力体制の構築等を図るとともに、INQAAHE、OECD、UNESCO、APQN等の国際的な高等教育の質の保証に関する諸機関との論議に積極的に参画し、質保証に係る情報の発信並びに海外の情報の収集及び情報提供のための体制の整備を図る。
- ③ 日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。

(2) 広報活動の実施

- ① 広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。
- ② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

- ① 評価に関するシンポジウム等の開催
機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを3回以上開催する。
- ② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施
各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を1回以上実施する。
- ③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の削減

国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。また、その影響額等も見通した上で、平成20年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減するために必要な計画を立てる。

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 6億円

2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

なし

VI 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。
- ③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

平成 18 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,074
大学等認証評価手数料	99
学位授与審査手数料	90
その他	8
計	2,270
支出	
業務等経費	1,690
うち 人件費(退職手当を除く)	956
物件費	710
退職手当	24
大学等評価経費	99
学位授与審査経費	90
一般管理費	392
うち 人件費(退職手当を除く)	242
物件費	149
退職手当	1
計	2,270

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

(別紙2)

平成18年度 収支計画

(単位：百万円)

区別	金額
費用の部	2,274
経常費用	2,274
業務等経費	1,664
大学等評価経費	99
学位授与審査経費	90
一般管理費	381
減価償却費	40
財務費用	0
収益の部	2,274
運営費交付金収益	2,038
大学等認証評価手数料	99
学位授与審査手数料	90
資産見返物品受贈額戻入	24
資産見返運営費交付金戻入	16
雑収入	8
純利益	0
総利益	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成18年度 資金計画

(単位：百万円)

区別	金額
資金支出	2,270
業務活動による支出	2,234
投資活動による支出	36
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	2,270
業務活動による収入	2,270
運営費交付金による収入	2,074
その他の収入	196
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0